



「新しい生活様式」で コロナと向き合う

5月14日で福岡県の緊急事態宣言は解除されました。しかし、感染予防を怠ると再び感染が拡大する「第2波」が社会を襲う可能性があります。「新しい生活様式」を実践しながら社会経済活動を続けていきましょう。引き続き協力をお願いします。

距離をあける

人との間隔はできるだけ2m(最低1m)あける。会話も距離をとり、対面を避ける。

マスク着用

症状がない場合でも、外出時はマスクを着用。咳エチケットも心がける。

手洗い・消毒

こまめに手を洗う(丁寧に30秒程度)。人が触れやすいところを消毒する。

3密を回避

密閉空間・密集場所・密接場面には行かない。3密になる状況を作らない。

移動を控える

帰省や旅行は控えめに。感染が流行している地域への移動は控える。

素早く買い物

1人または少人数で、人の少ない時間帯に行く。通信販売や電子決済を利用する。

※上記は「新しい生活様式」の一部を抜粋したものです。詳しくは市ホームページまたは厚生労働省のホームページなどで確認してください。

市役所で除菌液を配付しています - 微酸性次亜塩素酸水 -

微酸性次亜塩素酸水(微酸性電解水)は、塩酸などの原液を電気分解した水溶液で、殺菌作用が高い「除菌液」です。手の消毒や人が触れやすい場所の消毒など、家庭や職場での感染予防に役立ててください。

●配布場所・時間

市役所1階玄関ロビー
(10時~16時・土日祝日を除く)
※状況により変更する場合があります。

●条件

- 1世帯・1日あたり500mlまで(無料)
- 本市に在住または在勤の人に限り

●配布方法

- きれいに洗ったペットボトルなど、ふたができる容器を持参してください。
- タンク内の微酸性次亜塩素酸水を各自で注いでください。

※市役所では容器は配付しません。



※注意事項など詳しくは問い合わせください。

●問い合わせ 市保健センター(☎44-8270)

受診や相談の 目安が変わりました

感染症に関して「帰国者・接触者相談センター」に相談が必要な症状の目安が変わりました。以下の条件に当てはまる人は、すぐに相談してください。本市における帰国者・接触者相談センターは「田川保健福祉事務所」です。



①一般(②・③以外の人)

- 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている
※4日以上続く場合は必ず相談。強い症状と思う場合や解熱剤などを飲み続けなければならない場合もすぐに相談してください。
- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある

②重症化しやすい人

【対象】

- 高齢者
- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)の基礎疾患がある人、透析を受けている人
- 免疫抑制剤や抗がん剤などを使っている人

【症状】

- 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある

③妊娠中の人

妊娠中の方は、念のため「②重症化しやすい人」と同じ目安で相談してください。

【注意】

風邪の症状(発熱や咳など)があり、かかりつけ医を受診するときは直接受診しないでください。必ず事前に電話で相談してください。

田川保健福祉事務所(帰国者・接触者相談センター)

平日(8時30分~17時) : ☎ 42-9379

夜間・休日 : ☎ 092-471-0264

一般的なことに 関する相談窓口

- 厚生労働省相談窓口(9時~21時) ☎0120-565653(フリーダイヤル)
※聴覚に障害のある人、電話での相談が難しい人は、FAX03-3595-2756を利用するか(一財)全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。
- 福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(24時間対応)
☎092-643-3288、FAX 092-643-3697